

女性相談（DV等）について

—市町村DV基本計画の策定—

1 女性相談（DV等）の窓口

愛知県女性相談センター及び県下7か所の女性相談センター駐在室において、女性相談員が女性の抱える悩みごとや心配ごとなどの相談を受けている。

同時に、配偶者等からの暴力（DV）で悩んでいる人のための配偶者暴力相談支援センターとして、愛知県女性相談センターにこの機能が付与され、女性相談センターの各駐在室も同じ役割を果たしている。

配偶者暴力相談支援センター

都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たしている。（本県の場合、愛知県女性相談センターにこの機能を付与）※市町村に設置も可

配偶者暴力相談支援センターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、

- ・相談や相談機関の紹介
- ・カウンセリング
- ・被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護
- ・自立して生活を促進するための情報提供その他の援助
- ・被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助
- ・保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助

を行っている。

2 DV相談件数及び一時保護件数

（愛知県女性相談センター）

区分	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
相談件数	1,544 (2)	1,900 (12)	2,178 (1)	2,001 (26)	1,757 (25)	1,768 (10)
一時保護件数	189 (0)	246 (1)	280 (0)	279 (0)	251 (1)	268 (1)

※（ ）内は、新城設楽駐在室分を再掲

3 市町村DV基本計画の策定について

(1) 背景

○市町村は、住民にとって最も身近な窓口であり、日常生活に必要な手続きの場であると同時に、福祉サービスの相談窓口でもあるため、DV被害者の支援を行う上で重要な役割を担う立場にあるが、市町村によっては、その対応が十分でないとの声があった。

○そのような中で、国は平成20年1月にDV防止法を改正し、**市町村におけるDV基本計画の策定が努力義務化され、その取組みの一層の促進を図っている。**

愛知県においては、政令市、中核市を始め10万人を超える市や既存の計画見直し時期に当たる市町村を中心に訪問し、計画策定の要請を行ってきた。

※平成25年度から29年度を計画期間とする愛知県の「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（3次）」においても、「市町村における支援体制の充実とそれに向けた働きかけ」が、この計画における大きな課題の一つとなっている。

⇒そのためにも、**市町村DV基本計画の策定が重要**



(2) 計画に盛り込む内容

- 被害者に対し、一時保護制度や一時保護後の生活に関する各種制度の情報提供及び支援を行う相談窓口の設置。
- 緊急時における安全確保のための避難場所の提供。
- 一時保護後の生活支援、子供の保育等の自立に向けた継続的な支援。
- DV対策としての啓発活動。

(3) 策定方法について

- ア 単独の計画として策定する。
- イ 男女共同参画計画の中に盛り込む。

(4) 市町村DV基本計画の策定状況（平成25年9月現在）※（ ）は策定年度

○単独計画（4市）

名古屋市(20)、春日井市(20)、豊田市(21)、岡崎市(23)

○男女共同参画計画の中での目標設定（18市町）

一宮市(22)、豊川市(22)、津島市(22)、刈谷市(22)、大府市(22)、知多市(22)、東浦町(22)、武豊町(22)、瀬戸市(23)、江南市(23)、愛西市(23)、豊山町(23)、豊橋市(24)、安城市(24)、あま市(24)、長久手市(24)、東郷町(24)、美浜町(24)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号 抜粋）

最終改正：平成25年法律第72号

（都道府県基本計画等）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 省略

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。